（備考）

1　「ＦＨＤ」とは、垂直方向の画素数が1080以上、かつ、水平方向の画素数が1920以上のものをいう。

2　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、１秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、１秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶４倍速：液晶パネルを用い、１秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、ＤＶＤ(録画機能を有するものに限る。)、ＨＤＤ、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5　Ｅ及びＳは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率

Ｓ：受信機型サイズ

五十一　高効率照明器具（省エネ法施行令第21条第３号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のうち、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号）の３に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分	基準エネルギー消費効率
直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの	86.5
直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

（備考）

1　「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

2　「直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるものを含む。

3　「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

4　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格Ｃ7618―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

五十二　高効率家庭用ガス調理機器（省エネ法施行令第21条第13号に掲げるガス調理機器のうち、そのこんろ部、グリル部及びオーブン部の性能について、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）の３に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、それぞれ次の表１から表３の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、こんろ部にあっては下回らないもの、グリル部及びオーブン部にあっては上回らないものに限る。）

表１（こんろ部）

区分			基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	56.3
		３口以上	52.4
	組込形	２口以下	53.0
		３口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

（備考）

1　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。